

Christopher St. Germanのエクイティ論： 「良心」と「ルール」の関係を中心に

TAKA, Yukiko / 高, 友希子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

108

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

31

(終了ページ / End Page)

54

(発行年 / Year)

2010-08-26

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00006984>

Christopher St. German のエクイティ論

——「良心」と「ルール」の関係を中心に——

高 友 希 子

はじめに

Christopher St. German (c. 1460-1541) は、ミドル・テンブルに所属するコモン・ロー法曹であり、彼の法思想の重要性は、多くの法制史家によって繰り返し指摘されてきた。たとえば P. Vinogradoff は、チューダー王朝初期について研究する者は、彼の著作を避けてとおることができないと言っている⁽¹⁾。J.L. Barton は、「今日我々が、良心の裁判所ではなくエクイティの裁判所を持つようになったのは、他でもなく St. German に負うところが大きい」と評価している⁽²⁾。S.F.C. Milsom もまた、St. German の法思想は「イングランド法思想史上、重要な段階であった。というのは、それが新しいものであったからではなく、中世と近代を結びつけたからである⁽³⁾」と指摘している⁽⁴⁾。

だが、St. German が、主著 *Doctor and Student* で中世哲学およびキリスト教思想に目配りしながら「良心」概念を手がかりにしつつイングランド法のあり方を論じ始めたこと⁽⁵⁾、更に宗教改革期に Thomas More と聖俗権力をめぐる論争を展開していることなどを考慮すると、彼の思想の全体的な理解が容易でないことは、想像にかたくないだろう。先行研究はいずれも、St. German の法思想の重要性を認識しており、それゆえ様々なアプローチを試みてきたわけだが、いずれも中世哲学やカノン法との関係、あるいは王権と教皇権をめぐる争いという政治的な背景の解明が中心であったことは否定できない⁽⁶⁾。彼の法思想それ自体を再構成する試みがなされて来なかった最大の理由は、St. German が、エクイティを、神法や理性の法と矛盾することなく、イングランド王国における一般的な

法、すなわちコモン・ローと調和することを説明しようとし、その際に「良心」に重要な役割を担わせたという事実がもつ歴史的な意義を軽視してきたことにあるのではないだろうか。つまり、ときに「大法官の足」と揶揄されてきたこの良心概念の理解に、法制史家自身も振り回されてきたことこそ、問題をさらに錯綜したものにしてきたのではないだろうか。⁽⁹⁾ もちろん、「良心」という用語・概念は、元来、多義的なものであるから、⁽¹⁰⁾ その点を十分に踏まえながら検討を進める必要があるのも確かではあるのだが。

確かに、15世紀後半から16世紀前半の時期に、コモン・ロー裁判所で処理しえなかった事例に対して大法官府裁判所が提供した新しい救済が、大法官の良心に従ったものであったことは間違いない。しかし、多くの場合、その救済を可能にする手続を開始する罰金付召喚令状の発給は大法官の裁量だけで決定されておらず、大法官府裁判所内部で検討されていたこと、更にはコモン・ロー裁判所の判事も参加した財務府会議室でも議論されていたという事実も、忘れてはならない。⁽¹¹⁾ 大法官の「良心」は、すでにイングランド法の中で確かな位置と意義を確保していたのである。

そこで本稿では、St. Germanの主著である*Doctor and Student*を中心に、⁽¹²⁾ 彼がエクイティをどのように位置づけ、機能させようとしていたのかという問題に絞って考察し、近代初期イングランド法における「エクイティ」確立のプロセスがもっていた特徴を思想的な観点から探ることにしたい。すなわち、St. Germanの主張するエクイティをめぐる「根拠」、その「ルール」化、それらを可能にした「良心」論に着目し、エクイティがイングランド法の1つとして定着、これによりコモン・ロー・システムが拡充されていく歴史的なプロセスへの注目である。この作業を経ることにより、なぜ「良心の裁判所でなくエクイティの裁判所を持つようになった」のか、またどのような点が「中世と近代を結びつけた」「イングランド法思想史上、重要な段階であった」のか、これもまた間接的とはいえ、明らかになるはずである。

1. コモン・ローの欠陥とエクイティによる補完

St. German は自らの主張を展開するにあたって、既存のコモン・ローでは救済不可能な債務二重払いの可能性のある事例が存在することから始める。

ある債務者が金銭債務証書によって金銭の支払を義務づけられ、その後、当該債務を履行した。しかし支払の際に、当該債務の履行を証明する債務消滅証書を受領し忘れた、あるいは受領したがその後紛失してしまった。このような状況下で、かつての債権者が再び当該債務の履行を請求してきた場合、債務者はその支払をしなければならないかどうか。St. German は、このような事例に対して、神学博士による問いの中で次のように述べる。

金銭債務証書によって他者に対する金銭の支払を義務づけられている者が、当該金銭の支払を行った。ところが彼は、債務消滅証書を受領しなかった、あるいは受領したがその後紛失してしまった。この場合、〔既に行った〕先の支払は何の効果ももたらさない。というのは、支払を行ったにもかかわらず、彼はイングランド法によって再び金銭の支払を強いられるからである。⁽¹³⁾

その根拠は何か。なぜ、既に返済したという事実があるにもかかわらず、イングランド法の下では二重の支払を余儀なくされるのだろうか。これに対して彼は、法学徒を介して次のように答える。

金銭債務証書を根拠に訴えを提起した金銭債務訴訟の場合、債務消滅証書あるいはその他法的要件を満たす書面など、当人が債務の支払を行ったことを証明するものを所持していなければ、被告は債務を負っていないとか、支払を行ったという答弁をすること、すなわちその訴訟において自らの債務の消滅を抗弁することはできない。これは、あらゆる人々が、法的要件を備えていない口頭の約束 (nude paroll) や証拠を欠いた単なる事実の申立 (bare auerment) によって債務を回避する (その結果、債務消滅証書は、多くの

人々の多大な損害に対して、単純契約よりも法的な効力を持たない⁽¹⁴⁾ などという、しばしば生じうる著しい不都合を回避するために、法によって定められていることである。その結果もたらされるそのような不都合を回避するため、法は次のように定めている。被告は法的要件を満たす書面によって〔債務の履行を〕請求されるのであり、それゆえ彼は、法的要件を満たす書面あるいはその他金銭債務証書のような上位の権限をもつものによって、債務を消滅させてしまうほかにない⁽¹⁵⁾。

St. German が示した上述のイングランド法における一般的なマキシムによれば、金銭債務証書に基づく債務の履行を証明するものは、債務消滅証書だけであった。したがってこの証書を欠くと、たとえ過去にその債務を履行していたとしても、それを履行したという事実の証明ができないため、過去において債務を履行したという事実そのものは、その意味では、何ら法的な効果を生じない。マキシムに従うなら、法的な効果を生じるのは債務の履行を証明する証書だけであり、したがってこの証書の有無が、債務が消滅しているかどうかを決定する唯一の証拠である。このため、この証書を欠く場合、たとえ過去のある時点で債務が履行済みであったとしても、再支払いを強いられることになるのである。

そもそもマキシムとはSt. Germanによれば、イングランド法を構成する法の1つとして「常に王国における法と看做されてきたものであるため、学識ある者にとってそれらを否定することは合法的でない⁽¹⁶⁾」ものであった。というのは、「あらゆる者にとって、諸々のマキシムはこれらを否定する者と議論を行うことが無駄であるほど、それ自体として十分に権威を持っている⁽¹⁷⁾」からであり、「このようなマキシムは、12人の陪審によって判断されたものではなく…中略…必ず裁判官によって確定されるべきもの⁽¹⁸⁾」、更に言えば「それらは制定法と同等の効力・効果をもつものである。つまりこれらすべてのマキシムは先述の王国における一般的な慣習として列挙しても差し支えない⁽¹⁹⁾」ものとして、「国王裁判所あるいは王国の法に精通する者たちの間でだけ知られている⁽²⁰⁾」というわけである。

だが、慣習とマキシムは必ずしも同一ではない。というのはSt. Germanが、

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

「イングランド法における多くの慣習やマキシムは、成文化された法を必要としないほど明らかに、王国の慣行や慣習によって知られうる⁽²¹⁾」と主張する一方で、「それほど人々の間で知られていない王国におけるその他のマキシムや慣習は、理性の法、イヤー・ブックと呼ばれるイングランド法に関する書物において、あるいは国王裁判所や財務府における記録において、ある程度周知されており、とりわけ『令状方式書 (registrum/vegetre)』と呼ばれる書物、更にまた多くの慣習やマキシムが引用された多くの制定法によって [知られる]⁽²²⁾」と指摘していたことから分かるように、マキシムとは、裁判実務の中で拘束力をもつものとして認められた慣習に他ならず、したがってイヤー・ブックや『令状方式書』などにおいて、拘束力を持つものと理解されてきたからである。その限りにおいて、マキシムは国王裁判所において運用される法の1つであり、そのため、マキシムに従うということはイングランド法に適ったことと同義である、と理解できるわけである。

それゆえ、債務消滅証書を欠く事例については、たとえそれ以前に債務を履行した事実があったとしても、それを証明する債務消滅証書という形式要件を満たしていないため、コモン・ロー上の救済、すなわちコモン・ロー裁判所での救済を得ることは不可能とならざるをえなかった。

したがって当然のことだが、たとえ同一債務を二重に支払うなどという不条理を余儀なくされたとしても、そもそも「法においてはいかなる欠陥も存在しない⁽²⁴⁾」ことは全く明瞭である。なぜなら法というものは、特定の個人や少数の利益を保護するためではなく、頻繁に生じる多数の利益を保護するように作られているからである。その理由について、法学徒は次のように言う。

法を作る者 (makers of law)⁽²⁵⁾ は、頻繁に生じうること、すなわち個々の事例というよりはむしろ人々の間でたびたび発生することに留意しているからである。同様にまた、イングランド法における一般的な考え方は、単独の個人にとって良いことよりも、多くの人々にとって良いことに対してより多く留意することにある。というのは、もし債務が、単に言葉だけでそのように

簡単に回避されるとすれば、多くの人々が損害を被るに違いないからである。⁽²⁶⁾

そもそも法とは多くの人々の利益を守るためのものであり、そのため債務消滅の証拠としての債務消滅証書の保有が不可欠である、というマキシムが成立したわけである。というのは、もし債務の消滅が「私は既に債務を履行した」と主張するだけで認められたりすれば、実際には債務を履行していない場合でさえ、そのような主張をただで債務の回避が可能になりかねず、そうすると、実際には債務を履行してなくても、場合によっては債務を取り消すことが可能となり、多くの債権者が損害を被ることになるからである。そこで彼は、神学博士を通じて次のように述べる。

何がエクイティであるかということをより明確に言明しようとするなら、あなたは次のことを理解しなければならない。すなわち、それに対して法が定められる証書や人間の行為というものは、様々な習慣によって際限なく生じるわけであるから、いかなる事件にも対応可能なルールを作ることなど不可能であり、それが〔作られたとしても〕不十分なものに終わる場合が生じるに違いない。それゆえ、法を作る者は、〔たとえ留意しようと試みても実際に留意しうるはずがない〕あらゆる特別な事柄に対してではなく、しばしば起こりうる事柄に留意しなければならない。というのは、そうしようとして⁽²⁷⁾も、それはそもそも不可能なことだからである。

St. Germanによれば、あらゆる事柄に対応できるような法を作ることなどそもそも不可能であるから、法というものは、所詮より多くの人々にとってより好都合であるように留意して作られる他にない。つまり彼は、多くの人々にとってしばしば生じる事柄に留意し、彼らにとってより良い状態を作り出すことが法の目的であって、「〔たとえ留意しようと試みても実際に留意しうるはずがない〕あらゆる特別な事柄」は、そもそも法の目的ではありえないと主張しているのである。

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

だがより重要なポイントは、このような「法」の目的や特徴の本質的理解が、あくまでも「何がエクイティであるかということ」をより明確に言明しようとするなら、という前提の下で提示されていることにある。すなわち、「多くの人々にとって良いこと」、つまり好都合であることを目的に作られる法とエクイティとの違いを明確に識別するためには、習慣というものは際限なく変わり続け、証書や人間の行為もまた際限なく変わり続けるのだから、そもそも「いかなる事件にも対応可能なルールを作ることなど不可能である」という意味での「法の限界」を明確に認識することが不可欠である、という点を見逃してはならないのである。St. German の目は、明らかに、「多くの人々にとって良いこと」をルール化した「法」の意味と限界の抽出に向けられている。それゆえ、次のような断定的な主張が、法学徒を介して出てくることになる。

債務者が債務消滅証書を受領せずに支払ってしまうとか、それを受領はしたが紛失してしまった場合、再び支払をなすべきことを当然の権利として定める法は、⁽²⁸⁾ イングランド法ではない。

なぜそれが「イングランド法ではない」のか、即座に分かりかねる。だが、ここまでの考察をもとに解釈すれば、その意味は次のように理解できるだろう。「被告は法的要件を満たす書面によって〔債務の履行を〕請求されるのであり、それゆえ彼は、法的要件を満たす書面あるいはその他金銭債務証書のような権限をもつものによって、債務を消滅させてしまうほかにない⁽²⁹⁾」というマキシムは、たしかに金銭貸借を行う「多くの人々にとって良い」、つまり好都合かつ必要な「法」である。しかし、だからといって、このマキシムは、「不注意や懈怠 (defaute)」によって、実際に債務を返済した人に対し、二重に支払を求めるような権利について定めているわけではない。その意味で、二重の支払を請求する権利を認めると解釈された場合のマキシムは、「イングランド法ではない」というわけである。こう理解してはじめて、以下に引用する法学徒を介した、St. German の主張の意味も、より明確に理解できることになる。

法の目的は、訴権を持っている人に金銭が再び支払われるべきことを意図したり、命じたりすることではなく、あらゆる人々にとって好都合で、また必要であるところの一般的なルールを定めることである。そうであるから、あらゆる人々がよく守るのであり、もしそれ〔債務消滅証書〕がなかったら、徹頭徹尾自らの不注意や懈怠だ、ということになってしまう。したがって、そのような懈怠が生じた場合、彼はコモン・ローではいかなる救済も得られない。⁽³⁰⁾

なお分かりにくい表現にとどまっているが、St. Germanの主張の真意はこうであろう。すなわち、そもそも法の目的は、「不注意や懈怠」な債務者に二重の支払を強制することにあるわけではない。法は、あらゆる人々にとって好都合で必要とされるルールであり、そのようなものであるからこそ、あらゆる人々が遵守するのである。その限りでは、債務消滅証書を入手しそこなったり、紛失したりすれば、それは「徹頭徹尾自らの不注意や懈怠」であって、「コモン・ローではいかなる救済も得られない」。コモン・ローとは、あくまでも「あらゆる人々にとって好都合で、また必要であるところの一般的なルール」だからである。言い換えれば、「ルール」としてのコモン・ローに、このような「個人の不注意や懈怠」の救済を可能にするような法の「根拠」が含まれているはずがない、という指摘なのである。

こうしてSt. Germanは、「法に現れている言葉に従うことは、時として、正義、あるいはコモンウェルスに反することにつながる⁽³¹⁾」と主張することになる。つまりコモン・ローとして「法に現れている言葉」、すなわち「ルール」としてのコモン・ローに従うだけでは救済されない事例が存在するのは明らかであり、そのような事例については、別様に対処するようにしなければ、「正義、あるいはコモンウェルスに反する」ことになると言うのである。その結果、「時として法として現れている言葉から離れることが良いばかりか、必要でさえある。つまり理性や正義が要求するように進むことが良く、しかも必要なのであり、こ⁽³²⁾

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

のため、すなわち法の厳格さを抑制し緩和するために、エクイティは定められている」という、逆説的ともいえる言明がなされることになる。

しかし、ここで更に注意しておきたいことは、「エクイティ」という概念が明らかに「正義」や「理性」と意味の上で重なり、内容的には一部置き換え可能な意味を持つものとして説明されていることである。ここでいう「エクイティ」は、「正義」や「理性」と同様に、明らかに法の「根拠」としてのそれに近いと見て良いだろう。

他方で St. German は、コモン・ローでは救済を得られない債務消滅証書を欠くというような上述の事例について、「国王の大法官府において、エクイティと分類されるものとして、罰金付召喚令状によって救済されうる⁽³³⁾」ものと指摘している。ここで「エクイティ」と「罰金付召喚令状」とが、内容的に一部置き換え可能な概念として使用されているのは明らかであるが、両者はどのように関連するのであろうか。さらに立ち入って、考察することにしよう。

2. エクイティ：個別事例に対応する「根拠」と裁判手続としての「ルール」

St. German は「エクイティ」を、神学博士を介して次のように説明する。

法の厳格さを抑制し緩和するために、エクイティは定められている。これはエピケイアとも呼ばれている。言うところのことは、人法の一般的なルールに基づいた〔ものであり〕、神法からの例外であると同時に、理性の法からの例外でもある。つまり、人法における一般的なルールは、それが一般的な性質を有するものであるがゆえに、個別的な事例において、神法や理性の法に反して判断されうる場合、そのような例外は、あらゆる実定法におけるすべての一般的なルールにおいて、奥底で補って解釈されてきたのである。ゆえにエクイティは、正義そのものではなく、法に現れている一般的な言葉によって正義と看做されるものを取り除くだけである。また、それは法の厳格さを否定しようとするものではない。というのは、そのような場合に一般に

法として考慮されるものは、それ自体において良いものだからである。しかし、たとえ法の一般的なルールがそうではないとしても、正しさや正義が要求されるあらゆる特別な事例において、エクイティは法に従う。したがって、明示的な例外あるいは黙示的な例外を含まないような法が人によって作られるなら、それは明らかに妥当性を欠いており、許されるはずがない。というのは、そのような場合に、法を守ろうとする者は、⁽³⁴⁾神法をも理性の法をも破らなければならないことになるからである。

極めて分かりにくい説明であるが、要するに St. German の主張は次のように敷衍できるだろう。①エクイティは、法とくに人法の一般的なルールの中に表現されている言葉の厳格な適用から生じる不条理を緩和するために、定められたものであり、エピケイアとも呼ばれる。②エクイティは、人法の一般的なルールに基づくものであり、神法や理性の法から見れば、あくまでも「例外」に属するものである。しかし③エクイティが適用される個別的な事例において、神法や理性の法と相容れないような判断を下す場合、その判断が根本的かつ究極的なところで矛盾を生じないよう、コモン・ローも含めてすべて実定法として機能している一般的なルールと照らし合わせ、「補って解釈」というものである。④したがってそれは、一般的に良いことをルール化したあらゆる法の厳格な適用を否定するようなものではありえない。⑤しかし、「正しさや正義が要求されるあらゆる特別な事例」について、法の一般的なルールが「それ自体として良いこと」を意味しないような場合でも、「エクイティは法に従う」、つまり合法的である。というのは、明示的・黙示的な例外を含まないような人法など存在しうるはずはなく、しかも人間の行為は様々な習慣によって無限に生じるから、あらゆる事件に対応可能なルールを作ることなど不可能であること、⁽³⁵⁾ゆえに、例外に属するような事例において、「法を守ろうとする者」は必然的に神法や理性の法をも破らざるをえないという不条理が生じるからである。結局、明示的・黙示的な例外をも含めて法における「正しさや正義」を貫こうとすれば、それは「エクイティ」を法の中に取り込んだものである他にないということになる。

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

とすれば、ここで St. German が言うエクイティは、あくまでも「人法」に属し、しかも人法の一般的なルールに基づいて「例外」に対処しようとするものである。つまり「ルール」としての法の厳格な適用の見地からしても、更に神法や理性の法に照らしても「例外」に属するような事例については、「正しきや正義」を貫こうとするかぎり「補って解釈」して救済を与える他にないという意味で、法としての正当な「根拠」を提示したものと言ってよいだろう。しかし、そうであるとすれば、更に疑問が湧いてくる。「国王の大法官府において、エクイティと分類されるものとして、罰金付召喚令状によって救済される⁽³⁶⁾」という先の引用文中における「エクイティ」と「罰金付召喚令状」とは、いったいどのような関係にあるのか、という問題である。筆者はすでに後者について詳しい考察を行っている⁽³⁷⁾ので、ここでは必要な限り簡潔に「罰金付召喚令状」について振り返っておくことにしよう。

罰金付召喚令状とは、従わなければ通常罰金 100 ポンドを課すという条件を付⁽³⁸⁾して、被告あるいはその弁護士に、特定期日に裁判所に出廷するように要求する令状のことである。この令状については、大法官府で 1508 年に、次のようなものであると説明されていた。

大法官府において始審令状なしに与えられた判断、たとえば罰金付召喚令状を欠いた判断は、訴訟開始令状を欠いた人民訴訟裁判所における判断と同様⁽³⁹⁾に無効である。⁽⁴⁰⁾

訴訟開始令状がコモン・ロー裁判所における救済にとって不可欠であったように、罰金付召喚令状は、大法官府における救済手続の開始にとって不可欠なものであり、大法官府裁判所における「ルール」としての法であったことが明らかである。このため罰金付召喚令状が成立すると判断されない限り、大法官府における救済はありえなかったのである。

しかも罰金付召喚令状は、コモン・ロー裁判所における訴訟手続の際に用いられる訴訟開始令状とは違って、召喚理由が記載されていなかったため、被告は出

法学志林 第108号 第1号

延するまで召喚理由を知ることができないという特徴をもっていた。そればかりか、「人は罰金付召喚令状によって身柄を拘束されるわけではないが、最終的に出廷しない場合、謀反 (rebell) であると宣言され、そのことを理由に身柄を拘束される。更にまた、当事者が罰金付召喚令状に基づく決定事項を履行しない場合、大法官府では、それを履行するまで彼を収監する以外の執行方法は存在しない⁽⁴¹⁾」のであった。したがってこの令状によって開始された訴訟では、大法官府の決定に従わなければ、実質的に被告は拘束され続けるということになった。コモン・ロー裁判所における訴訟手続に従って救済を得ようとする者が、自らの主張に適合する訴訟方式を選択しなければ敗訴につながるという事実と比較するなら、この令状はいかなる訴訟にも用いることができた。たとえば、罰金付召喚令状がコモン・ロー裁判所で係争中の原告あるいは彼の弁護士に宛てて発給されると、法学徒が述べるように、次のようなことも可能になったのである。

罰金付召喚令状は、裁判官ではなく、原告あるいはその弁護士に対して発給されるわけだが、その結果、同令状により、違反すれば一定の罰を加えるという条件で、差止命令が下る。その中には原告が良心に基づいて回復しうる権利を有しているかどうかの判断が国王の大法官府で下されるまで、コモン・ロー〔裁判所〕でそれ以上の訴訟手続を進行させないということも含まれている。そのような差止命令のために、原告は更なる訴訟手続を要求しなくなり、加えて裁判官も、その点に関するそれ以降の訴訟手続を停止することになる。⁽⁴²⁾

コモン・ロー裁判所で進行中の裁判の当事者に対して罰金付召喚令状が発給されると、その裁判は差止命令によっていったん停止され、大法官府において判断が下されるまでその状態が継続されるというのであれば、『令状方式書』にさえ含まれていない大法官府の「ルール」としての「罰金付召喚令状」が「ルール」としてのコモン・ローよりも上位のイングランド法であることを意味するのであろうか。必ずしも、そうではない。というのは、以上のような大法官府における救

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

済は、St. German によって初めて「エクイティ」と呼ばれたと指摘されてきたにもかかわらず、それはイングランド法全体の中では、決して新しいものではなく既に「慣習」になっていた、と彼自身が法学徒を介して、次のように主張しているからである。

ここで言及されている意味でのエクイティという用語について、イングランド法に特別な言及はないが、特定の制定法の記述に基づいて導き出されたエクイティについては、イングランド法において何度も言及されている。しかし当該のエクイティは、ここで言うエクイティとは効果・作用が異なる。ここで今、我々が論じているエクイティの効果・作用は、イングランド法において何度も言及されてきたものである。というのは、イングランド法において、罰金付召喚令状が成立するのはいつであり、成立しないのはいつであるか、としばしば議論されてきたからであり、王国の法に精通した者たちによって、日常的に、罰金付召喚令状を得るために、訴状が作成されてきたからである。しかもこのことは法によって禁じられているわけではない。しかし彼らはしようとするべきだから、当事者の悩みに従うのではなく、事柄の真実に従って訴状が作成されなければならない事例に限り、訴状を作成するのである。イングランド法では、法によって容認される良心に関わる多くの事例において、そのようなエクイティに基づいて、大法官府でそのような救済が行われるはずである。それゆえ大法官は、王国の法のルールや根拠に即して自らの良心をまとめ上げるにちがいない。⁽⁴³⁾

主張の要点は、以下の4点である。①意味内容の点で違いはあるが、エクイティという用語は St. German の提唱以前から使用されていた。⁽⁴⁴⁾②イングランド法においては罰金付召喚令状の成立をめぐる議論があり、また同令状を得るために、王国の法に精通した者によって訴状が作成されてきた。③この大法官府における罰金付召喚令状を禁ずる法は存在しなかった。④イングランド法が容認するような良心に関わる事例について救済を与えるのは大法官府であるから、大法官は、

王国の法のルールや根拠に即して自らの良心をまとめ上げるにちがいない。

①～③について、詳しい説明は不要であろう。St. German の法思想を知る上で重要な論点は④の「良心論」である。そこでは、まるでエクイティの根拠が「大法官の良心」であるとさえ理解できるような説明がある。更に「大法官は、王国の法のルールや根拠に即して自らの良心をまとめ上げるにちがいない」という主張から分かるように、St. German は「大法官の良心」という用語を用いて、エクイティを「王国の法」つまりイングランド法全体の中で捉え、大法官府における救済の根拠として用いていたことは明らかである。そこでまず、「大法官の良心」とは何であるかについて検討するため、St. German が良心をどのようなものと位置づけていたのか、つまりイングランド法の全体においてどのような役割を果たすものと捉えていたのかを、考察することにしよう。

3. 良心：法の「根拠」と「ルール」化

St. German は、神学博士を介して、次のように「良心」を説明している。

博士たちが良心に関して様々に叙述していることを知っておく必要がある。そのうちの1つについて教父ダマスカスのヨハネは、良心を、我々の知性に関わる法であると言っている。他の博士によれば、良心は、善と悪を見分ける思考習慣である。また他の博士は、良心を、思考をめぐらすことによって確認される、ある事柄をしようとする意図に関する同意あるいは信念である、としている。更に別の博士は、良心とは、人間の個々の行為を判断する実践的な理性の判断であると述べている。すべてこのような言い回しは、それぞれを弁別して理解すれば、1つのものであり同じ趣旨のものであると同意できることになる。すなわち、良心とは、そのようになされる事柄に対して実際にあてはめられる知あるいは知識なのである。ゆえに、良心は、法あるいは知 (cunynge/ cognitionis) に関わる最も完全な知識に基づき、それに従う。したがって、人間の個別的な行為に対する、法あるいは知識 (cuning/ scientia) の最も完全で最も正しい適用については、最も完全で最も

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

(45)
純粹かつ最もよき良心に従うのである。

良心を言い表すのに「知性に関わる法」、「善と悪を見分ける思考習慣」、「思考をめぐらすことによって確認される、ある事柄をしようとする意図に関する同意あるいは信念」、「人間の個々の行為を判断する実践的な理性の判断」など様々な表現が可能ではあるが、St. German による良心の説明で注意を要するのは、「良心は、法あるいは知に関わる最も完全な知識に基づき、それに従う」という独特の表現をしていることにある。つまり、彼の言う「良心」とは決していわゆる「完全知」などというものではなく、「法あるいは知に関わる最も完全な知識に基づき、それに従」おうとする人間の思考習慣のことであり、したがって、「人間の個別的な行為」やその「法あるいは知識の最も完全で最も正しい適用」が、「最も完全で最も純粹かつ最もよき良心に従う」のは、当然のことなのである。なぜなら、「良心」とは、そもそも「法あるいは知に関わる最も完全な知識に基づき、それに従」おうとする人間がもつ普遍的な心的傾向のことを指しているからである。言うところの「良心」は、「これが良心の中身だ」というように先験的に、あるいは外部から超越的に与えられるようなものではない。それは、社会のなかでの経験を通じた「法あるいは知に関わる最も完全な知識」、つまりある時点で人間に知られている「最も完全な知識」に基づき、その「最も完全で最も正しい適用」を通じて、よりいっそう「法や知に関わる完全な知識」へむけて修正・増補し続けるという意味で、本質的に機能的な「知」の推進力としてまとめ上げる思考習慣というわけである。

このような作用・機能を担うからこそ「良心」は法の根拠たり得るわけであるが、しかし、実際の適用にあたっては、当然「ルール」化される必要がある。だから St. German は、法学徒を介して「それはどこで、どのようになされるものなのか」と問うのである。

良心が法によりルール化されなければならないところはどこか、という問いにおいて言及されたところの法は、理性の法と神法だけでなく、理性の法や

法学志林 第108号 第1号

神法に反することのない人法もまた、そのようなものと理解されるべきであるように思われる。もっとも、このような人法は、コモンウェルスの秩序をよりよくするためにそれら〔2つの法〕の上に加えられているのである。というのは、この人法は常に良心におけるルールとして整えられるべきものであるから、一方を捨ててしまうことも他方を捨ててしまうことも合法的とは言えず、また、そのような類の人法は、人法としての効力を有するだけでなく、人法が拠所とする理性の法としての効力あるいは神法としての効力をも有するからである。さらに法を作るための神の力を授与された人によって作られた諸々の法は、神によって作られたものだからである。ゆえに、人法が効果と効力を持っている限り、すなわち個別の事例において、当該の人法が神法や理性の法に基づいて律せられていることになるように、良心は、あらゆる点で人法によって律せられるべきものだとということになる。しかし、もしそのような人法が正当な権威によって変更された場合には、十分な根拠を欠いていたとしても、以前の根拠となっていた良心も同様に変化しているに違いない。更に言えば、その法については、前章の後半で言及したとおりである。そこで尋ねられた問い、すなわち法が良心にどこで委ねられるべきであり、どこで離れるべきかであるかという問いは、理性の法からも神法からも理解されようがないのだ。というのは、これら2つの法は、〔良心に〕委ねられたものではないであろうし、また人法については、それが個別の事例に合わせて作られたものであるとか、理性の法や神法に一致するように作られた、と理解されてはならないからである。にもかかわらず、法は良心に委ねられるべきである。というのは、人間によって作られたそのような法は、先述のように良心がルール化されたものに違いないからだ。そしてそれはまた理性の法あるいは神法に反することを命じたり禁じたりするものとして理解されてはならない。というのは、どんな法であれ、人によって作られた法というものが、理性の法あるいは神法に反するように命じたり禁じたりすることによって人を拘束するなら、それは法ではなく、腐敗あるいは明らかな誤謬だからである。しかも、拘束力を持たないのであれば、それは法ではな

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

い。というのは、法というものは正直に生きる生き方、人々にそれを遵守するように強制するものだからであり、そうでなければ、それは法ではないからである。したがってイングランド法に精通した者たちによれば、法が良心からどこで離れるべきであり、どこで離れるべきでないかという問いは、様々な習慣および後に触れる様々なルールに従って理解されなければならない⁽⁴⁶⁾。

「理性の法」、「神法」および「人法」との間の関係だけでなく、「人法」と「良心」との関係、とくに「正当な権威によって変更された人法」と「良心」との関係までも含んだ議論であるが、大要は、以下の3点にまとめられよう。①モンウェルスの秩序をより良くするために理性の法と神法に加えられた人法は、「常に良心におけるルールとして整えられるべき」であり、したがって、理性の法や神法という「良心に委ねられない」法と矛盾しないはずのものである。正当な権威によって人法が変更された場合には、以前の人法の根拠であった「良心」もまた同様に変化しているはずなのである。つまり、あらゆる人法は、「良心」の変化に対応しつつ変更されるのであって、そのもつ「効果・結果」次第では、それは「法ではなく、腐敗あるいは誤謬」になる。②だから人法は、「個別の事例に合わせて作られたものであるとか、理性の法や神法に一致する」という観点から理解されるべきではなく、あくまでも「良心に委ね」、それだけに基づいて、法としての正当性・妥当性が判断されなければならない。③その意味で、法とは「良心がルール化されたもの」に他ならず、「正直に生きる生き方」のことであるが、それは同時に法としての拘束力をもって「人々にそれを遵守するように強制するもの」である。したがって「イングランド法」における法の「根拠」としての良心が、どこで法の「ルール」と結びつき、また離れるかという問題は、「様々な習慣」つまり時々の「正直に生きる生き方」の歴史的な変化と照らし合わせて考えなければならないというわけである。

そもそも「理性の法」や「神法」に背反するような「人法」など法ではありえないという主張や、正当な権威が決定した法であっても、それが法であるかどうか

かの最終的な判断は、そのもたらす「効果・結果」によってなされるのだという主張に、取り立てて理解の難しい点はない。また、「良心がルール化された」法も、「正直に生きる生き方」として法的拘束力を持つから、人々にそれに従うように強制することができるのだ、という主張も同じことが言えよう。むしろ困難、つまり見逃してはならない重要なポイントは、①理性の法や神法は「良心に委ねられたものではない」が、しかし②人法つまり「人間によって作られたそのような法」は、「良心に委ねられるべきである」と、St. German が主張する場合の「良心」の意味にある。法が「良心に委ねられる」、つまり良心が法の根拠になりうるのは、理性の法や神法に属する法領域ではなく、人法の領域に限られる、という基本前提が置かれていることは確かである。その上で、なお「法というものは、正直に生きる生き方である」とか、法とは「良心がルール化されたものに違いない」という主張は、「良心」の意味を「善と悪を見分ける思考習慣」とか、「人間の個々の行為を判断する実践的な理性の判断」などという「出来上がった知識体系」つまり「ルール化されたもの」を含意しており、ゆえに「拘束力」をもつというわけであろう。確かにそうではあるが、St. German の「良心」論に内在するかぎり、これではなお半面の理解に留まる。

既に解明したように、彼の「良心」論の基本的な特徴は、「これが良心の中身だ」というように先験的・超越的に与えられるようなものだけに留まらず、むしろ社会的経験を通じた「法あるいは知に関わる最も完全な知識」を求め続ける人間固有の能動的な思考習慣のことであった。つまり、ある時点で人間に知られている「最も完全な知識」に基づき、その「最も完全で最も正しい適用」の模索を通じて、より一層「法や知に関わる完全な知識」へ向けて修正・増補し続けるという意味で、本質的に機能的な「知」の推進力として作用する社会的な思考習慣が、「良心」と呼ばれていたのである。この点、つまり「良心」がもつ「法や知に関わる完全な知識」を追求し続けるという固有の特徴に留意すれば、法の根拠としての「良心」の機能・作用は二重の役割を担うもの、すなわち一方ではルールの「根拠」として「ルールを作り出す」役割を担い、他方で、すでに「ルール化した」人法それ自体を、更に新しい「正直に生きる生き方」の観点から修

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

正・増補し、「法や知に関わる完全な知識」として「まとめ上げ」よりいっそう追求・実現するもの、と St. German が理解していることは明らかである。

要するに、St. German は、このような良心に基づく判断を行うことを、大法官府に委ねられた役割であると主張したのである。だから彼は、「大法官府におけるエクイティに基づくそのような救済を、イングランド法の第7番目の根拠と特定することはたいして不都合なことではない⁽⁴⁷⁾」と言い、エクイティを、神法や理性の法、慣習⁽⁴⁸⁾、マキシムそして制定法とともにイングランド法を構成するもの、と位置づけることができたのである。こうして大法官府におけるエクイティに基づく救済が、イングランド法を構成するものの1つとして組み込まれることになった。もっとも大法官府におけるこのような救済は、St. German 自身が述べているように、「国王裁判所にいかなる記録も残っておらず、またそれについて訴えがなされたところの訴状、罰金付召喚令状や差止め命令も残っていないため、それは法において定められた特別の根拠とはみなされず、法によって容認されるもの⁽⁴⁹⁾」であった点に特徴がある。

むすび

以上の考察を通じて明らかになったことをまとめると、次のようになろう。*Doctor and Student* は「良心」をキーワードに書かれたものであり、St. German はこの用語を用いることにより、思想的な側面から中世と近代を結びつけただけでなく、旧来から存する大法官府による救済を、イングランド法に内在する一形態として確実に位置づけようとしていた。つまり、彼はエクイティを提唱する際に、「良心」を論ずることにより中世的な意味と断絶させることなく、むしろその延長線上に「法の根拠」を求めていた。更に、従来から存した「良心」に基づいて運用されてきた大法官府における救済をエクイティと位置づけることにより、イングランド法においてその「ルール」を明確にしようとした。同時に、既に「ルール化された」ものが、社会的な経験を通じた人間に固有の思考習慣であることも明らかにしている。

このような良心に基づいて行われる大法官府における救済こそが、彼の主張す

るエクイティである。その意味で、既にこの時期に一般化していた制定法解釈のエクイティとは異なるものを同じ用語で表していることになる。つまり、彼は個別の判断を要する事例に取り組むための根拠として、エクイティを定義するだけでなく、大法官府における救済の手續としてルール化されたものであると主張するのである。金銭債務証書の事例から明らかなように、St. German は当時、コモン・ローが抱えていた問題を、「良心」を根拠として用いることにより、既にいわば慣習として存在していた大法官府における救済を、エクイティとしてイングランド法の中に確固たる法の1つとして定着させようとしていたわけである。

以上を踏まえると、St. German の法思想が「イングランド法思想史上、重要な段階であった」理由は、近代初期におけるイングランド法が直面したユースをはじめとする既存のコモン・ロー・システムでは対応不可能な問題に対処するための「根拠」を提示すると同時にそこから導き出されて運用される「ルール」を明確化しようと試みたからであると言えよう。⁽⁵⁰⁾まさに歴史的過渡期に特有の重大な意義をもつ法思想なのである。

(1) 1501年7月7日以前に登録されていた。H. F. Macgeagh & H.A.C. Sturgess, *Register of Admissions to the Honourable Society of the Middle Temple: from the Fifteenth Century to the Year 1914* (vol. 1), (Butterworth, 1919), p. 3.

St. German の人物像については、R.J. Schoeck, "That Most Erudite of Tudor Lawyers", Christopher St. German', *Journal of the Rocky Mountain Medieval and Renaissance Association*, vol. 4 (1983), pp. 107-24, P. Hogrefe, 'The life of Christopher Saint German', *The Review of English Studies*, vol. 13 (1937), pp. 398-404, J.A. Guy (ed.), *Christopher St German on Chancery and Statute*, Selden Society Supplementary Series, vol. 6 (1985) を参照。

(2) P. Vinogradoff, 'Reason and Conscience in Sixteenth-Century Jurisprudence', *Law Quarterly Review*, vol. 24 (1908), p. 374.

(3) T.F.T. Plucknett & J.L. Barton (eds.), *St. German's Doctor and Student*, Selden Society, vol. 91 (1974), p. xlvii. (以下、*Doctor and Student* と省略)

(4) S.F.C. Milsom, *Historical Foundations of the Common Law (second edition)*, (Butterworth, 1981), p. 89.

(5) 研究史全体については、D.R. Klinec, *Conscience, Equity and the Court of Chancery in Early Modern England* (Ashgate, 2010), pp. 41-71 が詳しい。我が国において、St. German の法思想を扱った研究は非常に少なく、St. German の法思想をはじめで紹介した海原文庫「英国衡平法の淵源(6・完)——自然法とセント・ジャーマン」『金沢法学』7巻1号(1961)、1-42頁のほか、

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

深尾裕造「レスボスの職人の定規——不文法学的立法解釈論の系譜を求めて——(2・完)」『九大法学』42巻4号(1999), 428-38頁がある。

- (6) St. German自身はJean Gersonの著作を引用しており、この点については, Z. Rueger, 'Gerson's Concept of Equity and Christopher St. German', *History of Political Thought*, vol. 3 (1982), pp. 1-30が詳しい。
- なお, Gersonは, 北部フランスに生まれ, 32歳でパリ大学の学長になった人物である。思想上の立場は神秘主義, 14世紀の教会大分裂に終止符を打つことになったコンスタンツ公会議(1414-8年)における改革で指導的な役割を演じている。森田良紀「ジャン・ジェルソン」『教育思想史(下)』(上智大学中世思想研究所, 1985), 349-76頁参照。
- (7) T. Moreとの論争については, R. Pineas, 'Sir Thomas More's Controversy with Christopher Saint-German', *Studies in English Literature*, vol. 1 (1961), pp. 49-62, J.A. Guy, 'Thomas More and Christopher St. German: The Battle of the Books', A. Fox & J. A. Guy (eds.), *Reassessing the Henrician Age: Humanism, Politics and Reform, 1500-1550* (Basil Blackwell, 1986), pp. 95-120を参照。
- (8) 現時点において, St. Germanが正式な形で王権に雇われたという記録はなく, 非公式のアドバイザーとして独立した立場からThomas Cromwellと接し, 王権に助言を行う, ヘンリー8世の宗教改革を裏側から支えるいわば政策立案者の一人であった, と言われている。J.A. Guy, *Christopher St. German on Chancery and Statute*, pp. 54-5.
- (9) John Selden (1584-1654)が, 1689年出版の著作の中で, 大法官の足の大きさは人により様々であるように, 大法官の良心も同様であると皮肉ったことも, この問題を難解なものにする要因となっただろう。S.W. Singer, *The Table-Talk of John Selden* (Books for Libraries Press, 1847), p. 49.
- (10) D.R. Klinckが用いた, 一般的な文化に見られる良心と法学上の良心という区分も1つの有効な分析方法であると思われる。
- (11) 高友希子「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割——エクイティによるコモン・ロー・システム拡充プロセスに関する法制史的研究——」『九大法学』89号(2004), 1-95頁。
- (12) これは2部構成であり, 第1部のラテン語版 *Dialogues de fundamentis legum Anglie et de conscientia* が1523年ないし1528年, 英語版が1531年に刊行され, 第2部(英語版のみ)が1530年に *Dialogue in English Betwixt a Doctor of Divinitie and a Student of the Laws of England* として出版された。1531年に出版された *A Little Treaties called the New Additions* は第2部の補給である。S.E. Thorneはこれを1543年のことと判定しているが (S.E. Thorne, 'St. German's Doctor and Student', *Essays in English Legal History* (The Hambledon Press, 1985), pp. 211-6), J.H. Bakerによれば, 1541年以降, 基本的に第1部英語版と第2部を合わせたものが出版されるようになった (J.H. Baker, *Doctor and Student: Christopher Saint Germain* (Legal Classics Library, 1988), p. 25)。
- (13) *Doctor and Student*, p. 77.
- (14) ()内は筆者が補ったものではなく, 原文表記にしたがったものである。
- (15) *Doctor and Student*, pp. 77, 79.

- (16) *Doctor and Student*, p. 57.
- (17) *Doctor and Student*, pp. 57, 59.
- (18) *Doctor and Student*, p. 59.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*
- (21) *Doctor and Student*, p. 69.
- (22) *Doctor and Student*, pp. 69, 71.
- (23) この点について、人民訴訟裁判所首席判事 Thomas Bryan (d. 1500) が、裁判の中で「マキシムとは抗弁されないものであり、それについて私は論じることを欲しない」と述べたほど、マキシムは自明のもの、それ自体として十分な権威をもっていたと言えよう。Year Book, Michaelmas term, 12 Henry VII, folio 13, plen 7.
- とはいえマキシムは、裁判所の判断を通じてのみ普遍的なものとなりうるのであった。この限りにおいて、マキシムはそもそも時空を超えて普遍的でありうるわけではなく、人為的につくられた産物であったとすることができる。つまり J.A. Guy が指摘するように、マキシムとは合理化された慣習であると同時に、類似の事件において同様の結果に到達するために作られた基礎原理なのである (J.A. Guy, 'Law, Equity and Conscience in Henrician Juristic Thought', *Reassessing the Henrician Age: Humanism, Politics and Reform 1500-1550*, pp. 196-7.). したがってマキシムの権威が、それ自体の継続性や慣行に基づいていたことは確かだが、現実的な便宜との調整の役割を担っていた点を考慮するなら、それは人間の都合を反映したものであったと言えよう。
- (24) *Doctor and Student*, p. 79.
- (25) 注 (27) の本文を見る限り、makers of law は、legis latores と同じ意味で使われている。
- (26) *Doctor and Student*, p. 79.
- (27) *Doctor and Student*, p. 97.
- (28) *Doctor and Student*, p. 77.
- (29) *Doctor and Student*, p. 79.
- (30) *Ibid.*
- (31) *Doctor and Student*, p. 97.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Doctor and Student*, p. 79.
- (34) *Doctor and Student*, p. 97.
- (35) *Ibid.*
- (36) *Doctor and Student*, p. 79.
- (37) 詳しくは、高友希子「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割」を参照のこと。
- (38) 訴状には、大法官が定めたと書かれており、この点から金額は必ずしも決まっていたわけではなかったと思われる。詳細は、高友希子「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割」, 88頁 (n. 127) を参照。
- (39) 間金付召喚令状の起源については、高友希子「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割」, 68, 88頁 (n. 131) を参照。

Christopher St. German のエクイティ論 (高)

16世紀後半の判例集によれば、令状配達の仕事を担当していたシェリフが被告に出廷日を記した令状を直接手渡し以外の場合、在宅中の被告の妻に手渡すこと (Barlow v. Baker), あるいは被告がよく立ち寄る家のドアにかけておくこと (Jeams v. Morgan) も有効であった。 *Reports or Causes in Chancery: collected by Sir George Cary, out of the Labours of Mr. William Lambert, in English Reports, vol. 21, pp. 29-30.*

(40) J.H. Baker (ed.), *Reports of Cases by John Caryll* (vol.2), Selden Society, vol. 116 (1999), p. 578.

(41) *Doctor and Student*, p. 326.

(42) *Doctor and Student*, p. 105.

(43) *Ibid.*

(44) 例えば上級法廷弁護士であり判例集結者でもあった John Caryll (d. 1523) は、「制定法が、コモン・ローにおいて与え得ない救済を与えようとする場合、エクイティによって (解釈) されなければならぬ」かったと述べている (*Caryll's Reports, vol. 2, p. 572*)。このことは T.F.T. Plucknett が指摘するように、制定法の文言に新しい解釈を施すことにより、文言には含まれないが故に制定法それ自体によっては律しえない特別な事例であっても、一般的な法準則の適用を可能にする調整的な役割をエクイティに担わせた、と理解できる (T.F.T. Plucknett, *A Concise History of Common Law* (fifth edition), (Little, Brown and Company, 1956), p. 335)。

しかしながら、あらゆる制定法がエクイティによって解釈されたわけではない。なぜなら、John Port 王座裁判所判事 (1472-1540) が言うように、制定法には「コモン・ローを拡充」したり「コモン・ローにおいて利用可能である以外の訴権を導き出す」「有益な」性質だけでなく、「コモン・ローを縮減」する性質のために「厳格に用いられるべき」ものがあつたからである (J.H. Baker (ed.), *The Notebook of Sir John Port*, Selden Society, vol. 102 (1986), p. 115 (no. 60))。コモン・ローによっては与えることのできない救済を与えるために、制定法はエクイティによって解釈されなければならないとした John Caryll も、「刑罰に関わる、あるいはコモン・ローの権威を低下させるような制定法はすべて、厳格に用いられなければならない」のであり、「刑罰に関する制定法とは、収監や財産の没収のような人に身体的な刑罰を与えるものことである」と主張していた (*Caryll's Reports, vol.2, p. 572* (no. 413))。

また 1499 年には、当時上級法廷弁護士であった John Kingsmill (d. 1509) も、「コモン・ローを縮減させる制定法は、エクイティによって捉えられるべきではない」と主張し、同じく上級法廷弁護士であった Humfrey Conynsby (d. 1535) は、「コモン・ローを縮減させる制定法や刑罰に関わる制定法はエクイティによって捉えられない」ことを明らかにしている (Year Book, Hilary term, 14 Henry VII, folio 17-19, plea 7)。もっとも S.E. Thorne によれば、イヤー・ブックにおいては、コモン・ローの権威を低下させる制定法と刑罰に関わる制定法の間明確な区別はないというのだが、S.E. Thorne, "The Equity of a Statue and Heydon's Case", *Essays on English Legal History*, p. 166.

以上のことから、St. German が「エクイティ」を提唱する以前にもエクイティという用語が裁判実務において用いられていたことは明らかだが、その場合にエクイティが意味していたのは、制定法を解釈する際に用いられた根拠ということであった。

(45) *Doctor and Student*, p. 89.

法学志林 第108号 第1号

- (46) *Doctor and Student*, pp. 111, 113.
- (47) *Doctor and Student*, p. 105.
- (48) St. German は、「イングランド法における慣習の起源を扱ったり、あるいはそれらがなぜ法として保持されるのかについて扱った制定法や成文法が存在しない」のは、「王国における古き慣習が、唯一にして十分な権威だから」であると言う。*Doctor and Student*, p. 57.
- (49) *Doctor and Student*, p. 105.
- (50) コモン・ロー法曹として活動の後、大法官となった More も、当時のコモン・ロー裁判所が抱える問題と良心の関係について言及している（高友希子「15世紀後半から16世紀前半イングランドにおける大法官府裁判所の役割」, 28-9頁）点是指摘しておきたい。